令和８年五所川原市教育委員会
第９回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和８年 五所川原市教育委員会 第９回定例会 議決結果表

議 案 番 号	提案年月日	件　　名	議決年月日	結　果
議案第 21 号	8.9.18	五所川原市教育振興基本計画の改訂について	8.9.18	原案可決
議案第 22 号	8.9.18	五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について	8.9.18	原案可決
議案第 23 号	8.9.18	五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について	8.9.18	原案可決
議案第 24 号	8.9.18	五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	8.9.18	原案可決

令和８年五所川原市教育委員会第９回定例会会議録

◎議事日程

令和８年９月１８日（金）　午後１時３０分開会
（五所川原市本庁舎３階　議会委員会室）

第１　会議録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　前回会議録の承認（令和８年第８回定例会）
第４　教育長の報告
第５　報告第１１号　議案に対する意見について（令和７年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分））
第６　報告第１２号　議案に対する意見について（令和８年度五所川原市一般会計補正予算第３号（教育委員会所管分））
第７　議案第２１号　五所川原市教育振興基本計画の改訂について
第８　議案第２２号　五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について
第９　議案第２３号　五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
第１０　議案第２４号　五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第１１　その他
閉会

◎出席教育長及び教育委員（５名）

教育長	原　真紀		
１番	奈良陽子　委員	２番	楠美恭寛　委員
３番	笹山和信　委員	４番	三和由　委員

◎説明のため出席した職員（７名）

教育部長	藤原弘明	教育総務課長	古川憲
社会教育課長	棟方龍峰	学校教育課課長	蒔苗勝久
スポーツ振興課課長補佐	成田琢弥	学校給食センター所長	葛西一
図書館長	山内淳		

◎職務のため出席した職員（３名）

教育総務課課長補佐　　横　山　和　仁　　学校教育課課長補佐　　工　藤　　大
図 書 館 次 長　　須　藤　紀　子

◎傍聴者（なし）

午後１時３０分　　開会

◎開会

〇教育長　本日の出席は、私ほか委員が４名、定足数に達しております。

これより令和８年五所川原市教育委員会第９回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

〇教育長　日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、委員会会議規則第１７条第２項の規定により教育長が指名するとありますので、３番笹山委員、４番三和委員を指名いたします。

◎会期の決定

〇教育長　日程第２、会期の決定について、お諮りいたします。

今定例会の会期は本日１日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇教育長　異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和８年第８回定例会）

〇教育長　日程第３、前回会議録の承認について、ご異議がなければ承認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇教育長　異議なしと認めます。

よって、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

〇教育長　日程第４、教育長の報告をいたします。

９月３日に開会し、９月１７日に閉会しました市議会令和８年第５回定例会について報告します。今回一般質問を通告した９名のうち、２名の議員から教育委員会に関係した質問がありました。

藤森真悦議員からは、菊ケ丘運動公園の再整備と新たな活用についての質問の中で

「旧平山家の劣化状況と今後の保存修理及び劣化防止対策等」について質問がありました。

花田勝暁議員からは、閉校した金木高校跡地の利活用についての質問の中で、「旧金木高校のグランドを金木中学校で利用すること」についての質問がありました。

また、予算決算特別委員会においては、主なものとして「特別支援教育アドバイザー配置事業に関連して特別な配慮を要する児童生徒の決定過程やアドバイザーの配置状況について」、「いじめ問題対策事業に関連していじめの認知件数及び解消率について」、「文化振興補助金の対象団体に対するチェック体制等について」、「小学校施設整備事業の内容及びそれに関連して小中学校体育館への空調設備の整備について」の質問がありました。

一般質問及び予算決算特別委員会での質問と答弁内容については、資料を配布しておりますので後ほどご覧ください。

私からは以上です。

◎付議案件

〇教育長　次に、日程第５、報告第１１号　議案に対する意見について、令和７年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分）を担当より説明願います。

〇教育総務課長

（報告第１１号について、事件綴を基に説明した。）

〇教育長　ただ今の説明について何かありませんか。

〇笹山委員　小学校費の学校管理費が昨年度と比べて 12,878,002 円減となっていますが、マイナスとなった要因は何ですか。

〇教育総務課長　大きくは、委託料の減であります。不用額が 18,000,000 円ほどでております。委託料にも様々なものがありますが、不用額が大きかったものとしては、スクールバスの運行業務委託料で 16,000,000 円ほどとなり、こちらに伴った減額となります。

〇笹山委員　保健体育費の学校給食費が減となったのも委託料の減によるものですか。

〇学校給食センター所長　こちらの主な理由は、すくすく学校給食応援事業いわゆる給食無償化の事業、決算額が 183,486,570 円となりますが、こちらが令和６年度までは学校給食センターが所管していましたが、令和７年度より学校教育課へ所管換えとなったため、減額となっております。その他の理由としては、修繕費、備品購入費、光熱水費、燃料費など需用費が燃料費の高騰等で高くなったためです。

〇教育部長　補足しますと、１０款１項４目教育振興費が昨年度と比べて 187,000,000 円ほど増えていますが、この増額が、学校給食センターから学校教育課へ予算が移行したことによる増と考えて頂けたらと思います。

〇教育長　次に、日程第６、報告第１２号　議案に対する意見について、令和８年度五所

川原市一般会計補正予算第３号（教育委員会所管分）を担当より説明願います。

〇教育総務課長

（報告第１２号について、事件綴を基に説明した。）

〇教育長　ただ今の説明について何かありませんか。

（委員からの発言なし）

〇教育長　次に、日程第７、議案第２１号　五所川原市教育振興基本計画の改訂についてを議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

〇教育総務課長

（議案第２１号について、事件綴を基に改訂の概要を説明した。）

〇教育長　それでは、五所川原市教育振興基本計画（改訂案）の１ページから４ページ「Ⅰ　五所川原市教育振興基本計画について」、５ページから１４ページ「Ⅱ　基本施策１　個性を伸ばす学校教育に向けた実施計画」、１５ページから２３ページ「Ⅲ　基本施策２　豊かな感性を育む生涯学習に向けた実施計画」の３つに区分して進めさせていただきます。

始めに１ページから４ページ「Ⅰ　五所川原市教育振興基本計画について」ですが、ただ今、教育総務課長より説明がありました。ただ今の説明について質問やご意見はありませんか。

〇奈良委員　子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画とありますが、五所川原市の子たちはあまり読書をしないということでこのような改訂となったのですか。

〇社会教育課長　本市の社会教育を推進していくための指針として策定しておりました五所川原市中期社会教育計画ですが、直近の計画が令和２年度から令和６年度までの５カ年で策定されております。

令和６年度において、他市の策定状況並びに、国立教育政策研究所社会教育センターが発行している社会教育計画ハンドブックを参考に、見直しを検討したところ、市の総合計画や教育施策の大綱、教育振興基本計画に社会教育計画を包含した形式をとっている自治体があったことや、ハンドブックには、平成１８年１２月に教育基本法が改正され、地方公共団体における教育振興基本計画の策定が努力義務化され、以降、多くの自治体が社会教育計画を包含した教育振興基本計画の策定に取り組むことが予想される旨が記載されていたこと、併せて、教育基本法第１７条に基づく、教育振興基本計画の基本的な考え方は、計画期間を１０年先を見通しつつ５年間とし、計画の対象も原則として教育に関する事項とするが、教育と密接に関連する学術、スポーツ、文化芸術など、社会教育の推進に必要な事項も含める旨が記載されていたことから、当市教育委員会においても教育振興基本計画に社会教育計画を包含した形式としたものであり、今回の見直しにあたって、その旨を教育振興基本計画に明記したものです。

併せて、子ども読書活動の推進に関する施策についての計画についても教育振興基本計画に包含した形式をとることとなったことから、その旨を明記したものです。

〇教育長　次に、５ページから１４ページ「Ⅱ　基本施策１　個性を伸ばす学校教育に向けた実施計画」について、担当より改訂内容の説明をお願いします。

〇教育総務課長、社会教育課長、学校教育課長、学校給食センター所長

（議案第２１号について、事件綴を基に改訂の内容を説明した。）

〇教育長　５ページから１４ページ「Ⅱ　基本施策１　個性を伸ばす学校教育に向けた実施計画」について各担当課長から説明がありました。ただ今の説明について質問やご意見はありませんか。

〇楠美委員　１０ページのＩＣＴ機器の計画的な更新整備について、今現在、年数の経過によるバッテリーの消耗具合をお伺いします。

〇教育総務課長　児童生徒の端末につきましては導入から６年ほど経過し、だいぶ消耗が激しく、表面的な傷や液晶の破損などが発生しているところです。バッテリーの消耗について、大きな問題として報告は届けられていませんが、実際、年数が経過しておりますので、バッテリーの持ちは悪くなっていると思われます。今後、適宜更新していく必要があると認識しており、年度別実施内容に記載したとおり、令和９年度から更新したいと考えております。

〇楠美委員　その更新についてですが、今パソコンの部品などについても値段が高騰しております。６，７年先を見越した更新になると思いますが、補助金などを上手く活用して更新していかなければと思いますのでその辺もよろしくお願いします。

〇教育長　次に、１５ページから２３ページ「Ⅲ　基本施策２　豊かな感性を育む生涯学習に向けた実施計画」について、担当より改訂内容の説明をお願いします。

〇社会教育課長、スポーツ振興課長補佐、図書館長

（議案第２１号について、事件綴を基に改訂の内容を説明した。）

〇教育長　１５ページから２３ページ「Ⅲ　基本施策２　豊かな感性を育む生涯学習に向けた実施計画」について各担当課長から説明がありました。ただ今の説明について質問やご意見はありませんか。

〇三和委員　公民館みんなの教室・市民教養教室について質問いたします。市民講座を今現在、実施しておりますが、どういった基準で選ばれているのでしょうか。私が見た感じですと、ご年配向けの教室が多いのかなと思っております。今後、変更や追加されることはありますか。

〇社会教育課長　ここ数年で新しく追加したものとしては、ヨガ教室がありますが、その他の教室については、継続して実施してきております。今後につきましては、新入生や受講生に応じて見直ししていく話も課内ではしておりますが、今年度や来年度から新たに教室を開設するというのは、現状では難しい状況になっております。

〇奈良委員　１７ページの中央公民館施設整備事業ですが、トイレの洋式化や空調設備の設置など毎年、色々行っておりますが、この期間中は会議室や大ホールは使えるのでしょうか。

〇社会教育課長　本年度、令和９年度と令和１０年度の改修に向けた実施設計を発注しております。改修にあたり、優先的に考えていることとしては、３階の学習支援センターの運営に影響が出ないようにすること、中央公民館の利用状況を勘案して、なるべく休館しない形で改修を進めることです。設計業者にもそのように依頼しております。２か年で改修工事を行う計画としておりますが、現時点において休館するかしないか、一部休館なのかということは決まっておりません。

〇教育長　なるべく利用者にしわ寄せがいかないような形で努力して頂ければと思います。

〇教育長　他にございませんか。それでは、質疑を終結いたします。たくさんの質問やご意見をいただきありがとうございました

改正案について、特段、修正がありませんでしたので、本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇教育長　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇教育長　次に、日程第８、議案第２２号　五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

〇スポーツ振興課課長補佐

（議案第２２号について、事件綴を基に説明した。）

〇教育長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（委員からの発言なし）

〇教育長　質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇教育長　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇教育長　次に、追加提案の２件について審議いたします。まず、日程第９、議案第２３号　五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

〇教育総務課長

（議案第２３号について、事件綴その２を基に説明した。）

〇教育長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〇奈良委員　倫理条例を定めたということですが、何か問題があったので、今回、制定したのでしょうか。

〇教育総務課長　昨年、報道でもありましたとおり、職員の公務員倫理に抵触する大きな事案がありました。これを受けまして、市長局部でこれまで職員に対する具体的な倫理規程がありませんでしたので、今回、制定して、職員の綱紀粛正を図るものでございます。あくまでも市長部局で定めた規程になりますので、そのままですと教育委員会で適用できないことになりますので、今回、処務規程を改正し、教育委員会の職員も市長部局の職員と同様に公務員倫理の規程を守っていこうということで今回改正となりました。

〇教育長　質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇教育長　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇教育長　次に、日程第１０、議案第２４号　五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

〇社会教育課長

（議案第２４号について、事件綴その２を基に説明した。）

〇教育長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〇楠美委員　喫茶店コーナーや臨時売店などが追加されたのは、わかるのですが、漢字がひらがな表記になったりというところがよくわからないのですが。

〇社会教育課長　漢字がひらがなになった経緯につきましては、この条例規則を改正する際、総務課と協議したなかで、漢字でなくひらがな表記にするのが適正であるという意見をいただきましたので、今回の使用料の設定に係る改正と合わせて、表記のしかたにつきましても修正したものです。

〇教育長　質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇教育長　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎その他

〇教育長　次に、日程第１１、その他として、まずは各課から何かありませんか。

〇教育部長　令和８年９月２日、3日の大雨の教育委員会の対応について報告いたします。

９月２日５時１０分、内水氾濫の恐れにより五所川原市街地及び栄小地区、また同６時、松野木川の洪水氾濫の恐れにより漆川地区に避難指示発令され、更にいずみ小学校の校長から臨時休校したい旨の要望があったため、五所川原小学校、南小学校、中央小学校、栄小学校、三輪小学校、松島小学校、いずみ小学校の小学校７校、及び五所川原第一中学校、五所川原第三中学校、五所川原第四中学校の中学校３校に臨時休校の措置をとることといたしました。同日１４時、避難指示が解除となりましたので、臨時休校の措置を同日付けで解除しております。

また９月３日午前６時、飯詰川堤防の決壊の恐れがあるということにより、毘沙門、長富、金木町中柏木地区に緊急安全確保発令。これを受けましていずみ小学校、五所川原第四中学校、金木小学校、金木中学校それぞれ学区に該当する小・中学校の臨時休校とすることにいたしました。９月３日、４日は緊急安全確保が発令中でしたのでこの２日間、臨時休校の措置をとっております。９月４日１１時、緊急安全確保解除を受けて同日付けで休校の措置を解除しております。

９月７日ですが、まだ長富地区国道３３９号線の通行規制がかかっておりまして、スクールバスが長富の集落地に入っていけない状況でしたので、長富地区の保護者の方には大変迷惑でしたけれども、毘沙門地区のバス停まで児童を送っていただいて、スクールバスの運行をしております。通行規制は同日付けで解除となりましたので、次の日からは通常通りスクールバスの運行となっております。私からは大雨の対応による報告を終わります。

〇教育長　委員の皆様からその他何かありませんか。

〇楠美委員　今の大雨に対応について、学校給食センターにお聞きしたいんですが、食材など搬入されていると思うのですが、当日に給食が中止になった場合の食材の処理などはどのようになっていますか。

〇学校給食センター所長　少し細かい話になりますが、９月２日の献立が、ご飯と焼売とチンジャオロースと中華スープとジョアだったんですが、７時前に休校の連絡を受けましたので、ご飯は栄養士や受託業者と協力して調整して減らしました。米は炊飯のセッ

トをしていたのですが、休校の分を抜くことができました。焼売については使わなかった分に関しては、解凍していないため１１月に持ち越しして調整することとしております。チンジャオロースについては休校となった分、肉が約６０kg多くなってしまったのですが、そちらは、今後、使うということで調整しております。パプリカは冷凍だったので、使用せずに保管しております。中華スープはもやしが入っていますが、傷みやすい食材なので一部廃棄しております。この日は牛乳でなくてジョアだったんですが、ヤクルトさんから朝、連絡をいただきましてキャンセルすることができました。

次に９月３日は、献立がご飯、照り焼きチキン、ほうれん草とツナのソテー、オニオンスープ、牛乳となっておりました。休校となったのが４校でしたが、その４校が少人数の学校であったのと、もう既にラインが動いていたのでその分のご飯は廃棄になっております。照り焼きチキンに関しては、冷凍のままだったので一部キャンセルして業者へ戻しております。ほうれん草とツナのソテーはもう準備しておりましたので、一部廃棄となり、オニオンスープももう準備していたので一部廃棄となりました。牛乳については、冷蔵庫に入れておいて、翌週にまわすということで学校と連絡とっております。

最後の９月４日は、献立がご飯、鯖の味噌煮、肉じゃが、モロヘイヤの味噌汁、牛乳となっておりました。ご飯の方は４校の休校を早期に把握していましたので、その分を調整し廃棄せずに済んでおります。鯖の味噌煮に関しては一部キャンセルして業者へ戻しております。肉じゃがは、２日に使わなかった分の肉を増して、肉増しの肉じゃがとなりました。その他の食材は調整して後日使うということで対応しております。モロヘイヤの味噌汁も調整して後日使えるものは使うということで対応しております。牛乳に関しては前日の牛乳がもう冷蔵庫に入っている状態で業者に返却できませんので、業者に廃棄をお願いしております。

〇教育長　ありがとうございました。急な対応となり、学校給食センターの職員の皆さんは大変だったと思いますが、適切に対応していただき食品ロスが最小限に抑えられたのかなと今の説明を聞いて思ったところです。

〇教育長　委員の皆様からその他何かありませんか。

（委員からの発言なし）

〇教育長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉会

〇教育長　これにて令和８年五所川原市教育委員会第９回定例会を閉会いたします。

午後２時４５分　閉会

署　　名

五所川原市教育委員会会議規則第１７条第２項の規定により、ここに署名する。

令和８年９月１８日

五所川原市教育委員会教育長　　原　　真　紀

五所川原市教育委員会委員　　３番　　笹　山　和　信

五所川原市教育委員会委員　　４番　　三　和　　由

会議の書記　教育総務課長　　古　川　　憲